

児童死亡事案検証報告書

平成28年10月

広島県児童死亡事案検証委員会

本報告書については、プライバシーに配慮し、取扱には十分に
ご配慮いただくようお願いします。

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	事案の概要	1
4	世帯構成	1
5	事案の経過と関係部署の対応状況	2
6	課題・問題点	9
(1)	リスクアセスメントの不足	
(2)	関係機関の情報共有の不足	
(3)	支援を必要とする家庭への対応のあり方	
7	再発防止に向けた提言	11
(1)	リスクアセスメントの徹底	
(2)	市町の相談体制の強化	
(3)	要保護児童対策地域協議会の進行管理の徹底	
(4)	個々の実態に則した支援方法の検討	
(5)	将来の子育て世代への啓発	
8	終わりに	16
9	会議開催経過等	17
(1)	開催経過	
(2)	委員名簿	
10	参考資料	18
広島県附属機関設置条例		

1 検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事案について、国及び地方公共団体双方に分析の責務が規定されている。

本検証は、児童虐待の発生予防と再発防止、支援体制の充実のため、今後の対応の指標となる提言を行うことを目的とする。

本検証は、個人や組織の責任追及を行うためのものではないことを明記する。

2 検証の方法

- A市の関係課（子育て支援担当部署、母子保健担当部署、生活保護担当部署）の担当者に対する面接により本事案の対応状況等を把握した。
- 本事案に関係していた機関（A市、出産したB医療機関、予防接種を行ったC医療機関）の関係者からのヒアリングによる事実確認を行った。
- 検証作業を行った期間は、逮捕・起訴された実父母の刑事事件公判前であったことから、捜査機関等が収集した情報は入手することができず、検証作業は、本委員会が把握できた上記の情報に基づいて行った。

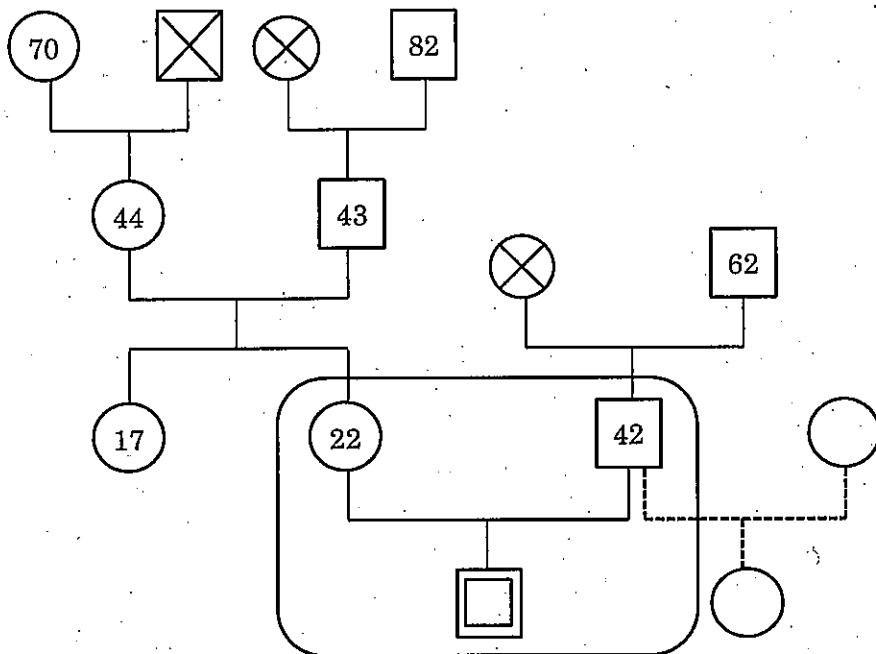
3 事案の概要

平成28年3月2日、自宅で生後8ヶ月の長男（以下「本児」という。）を衰弱したまま放置した疑いで、実父母が逮捕された。本児は同日死亡が確認された。

実父母は保護責任者遺棄の疑いで送検されている。

4 世帯構成（本児死亡時）

続柄	年齢	所属（職業）
実父	42歳	無職
実母	22歳	無職
本児（男児）	0歳8ヶ月	なし



5 事案の経過と関係部署の対応状況

平成 27 年 6 月 8 日、実母から A 市母子保健担当部署に、“陣痛が始まったが、これまで医療機関を受診しておらず、どうしたらよいか”というメールが入ったことから、本家庭への A 市の支援が始まっている。

出産後、A 市関係部署からの家事・育児援助のためのヘルパー派遣や、健診受診の案内などのために家庭訪問を行うが、次第に本家庭との連絡が取れない状況となり、事案発生となつた。

この間に当該世帯から生活保護の申請があり、支給が決定されている。

本事案に対する A 市関係部署の対応状況は次のとおりである。

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.5 月 連休後		父から生活保護相談受。申請したが、取下げ。 (理由) •単身世帯での申請だったが、担当者が調査訪問したところ妻がおり、世帯構成が違うため、相手と相談するよう説明。他の収入可能性があり、取下げとなる。		

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.6.8			9:10 母子保健担当部署が「緊急」メール受信 趣旨：陣痛が始まったが、お金がなくて今まで医療機関を受診していない。どうすればよいか。	母子保健担当部署から連絡受。
			救急車や医療機関の手配実施。	救急車や医療機関の手配実施。
			受け入れ先のB医療機関へ向かう。	受け入れ先のB医療機関へ向かう。
	12時頃 B医療機関で出産			住基情報確認。国保加入確認。
			B医療機関で、母に面会後、父、母方祖母に母子保健担当者、子育て支援担当者で話を聞く。 ・母子健康手帳を父に交付し、産後の訪問を約束。 ・母方祖父は妊娠を知っておらず、里帰りできないとのことで、出産後は自宅に帰ることとなる。 ・母方祖母による産後支援確認。	
H27.6.12			医療機関でカンファレンス実施、役割を確認。(子育て支援担当部署、母子保健担当部署、医療機関のMSW、小児科医師2名、産婦人科助産師2名) 【各機関の役割】 ○母子保健担当部署⇒乳幼児健診・予防接種の案内 ○子育て支援担当部署 ⇒ヘルパー利用勧奨 ○医療機関⇒1か月健診を担当 経過が順調ならば、その後の健診は市内の医療機関へ紹介する。	
H27.6.12			B医療機関で父母と話し合い(医療機関のMSW、子育て支援担当部署、母子保健担当部署) 6/15 子育て支援担当部署、6/19 母子保健担当部署の訪問を約束。 ⇒1か月健診で順調であれば、近医に引き継ぐことを説明。	
H27.6.14	退院			
H27.6.15			子育て支援担当部署から訪問の情報提供あり。	ヘルパー申請勧奨のため訪問。 父:手取り収入が20万円くらいありそなうなので、今後の生活は困らないだろう。 育児について、夜起きるのが辛いが心配なことはない。沐浴も2人でできた。母方祖母は手伝いに来てくれるが仕事があるので長期間は頼めない。父の実家は関係悪く頼れない。 ヘルパーの用途について買い物くらいしか思いつかない様子につき、検討を依頼。次回訪問 6/22。

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.6.18			<p>保健師訪問 (父母、子と面会) ・子の体重 2,800g(出生時 2,690g)</p> <p>・元気。よく飲み、よく動く。 次回訪問は1か月健診前 後と伝える。</p>	母子保健担当部署から訪 問時の報告受ける。
H27.6.22				<p>ヘルパー切符を持参し て訪問。</p> <p>・父は嘔吐下痢で医療機関 受診のため不在。</p> <p>・ヘルパー利用について具 体的な返事はない。(母:父 がいるときにどこに頼むか 決める)</p> <p>・児は夜泣きするので寝不 足。母方祖母が来て掃除と 調理をしてくれていると話 す。</p> <p>⇒母子保健担当部署に訪 問時の様子報告。</p> <p>※結果的にヘルパー切 符未使用</p> <p>※ヘルパー切符 養育支援訪問事業(児童福 祉法第6条の3第5項)に基 づく訪問支援(家事・育児 援助)をうけるためのチケッ ト</p>
H27.6.29				6/26 母子保健担当部署か ら、医療機関が保護者に電 話したが不通だった旨連絡 あり。 父母に電話するも不通。
H27.7.7			<p>保健師訪問したが不在。 母に電話をしたが応答な し。</p> <p>⇒B医療機関と子育て支援 担当部署に報告。</p>	母子保健担当部署から訪 問不在の連絡あり。
H27.7.8	B医療機関で1か月健診受 診。			
H27.7.9			<p>B医療機関で1か月健診受 診した旨、看護師から連絡 受。</p> <p>・体重 3,618g。</p> <p>・子は元気で、問題なし。子 育て支援担当部署に報告 次回訪問:3か月健診まで に訪問を計画。</p>	母子保健担当部署から1か 月健診時の状況連絡あり。

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.7.24				メール受信 「体調が悪くて働けない」「県営住宅か市営住宅に入りたい」「支援を受けたい」⇒母子保健担当部署(対応窓口)へ転送
H27.8.6		右記の案内による相談はなし	子育て支援担当部署から連絡を受け、電話するも応答がなく、メールを送信 ・生活保護、市営住宅の窓口を案内 ・子の状況について問い合わせる。⇒返信なし	
H27.8.17	市内で転居 (7/24 の市営住宅窓口案内との関連なし)		保健師が、帰宅途中で父母らしき姿を見かける。	
H27.8.24			父母に電話 ・母⇒「おつなぎできません」とアナウンス。 ・父⇒応答なし。 父にメールで、本児の様子確認と予防接種の勧奨等⇒返信なし。	
H27.9.6			保健師が、昼過ぎに父母らしき姿を見かける。	
H27.9.7				メール受信 「お世話になります」「子は順調にすくすく育っている」「自分の体調がよくなく、仕事を休まなければならないときがあって、民生委員に相談したいと思う」⇒9/8 母子保健担当部署に報告。
H27.9.8			子育て支援担当部署から9/7 受信メールについて報告受。	母子保健担当部署から2回メールしたが返信ないことなど連絡あり。
H27.9.11			3か月健診の案内が、「尋ね当たらない」として返送される。 ⇒転居判明	母子保健担当部署から健診案内が届かないこと、転居していた事等連絡あり。
H27.9.14			地区的主任児童委員(こにちは赤ちゃん事業委託)から情報受。 ・電話・訪問してもコンタクト取れない。 ・置手紙すると、ポストに「手紙を入れないでください」と貼紙あり。	

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.9.15			3か月健診案内を持参して訪問。 ⇒インターネットを鳴らしても応答なし。案内を持ち帰り、郵送。	
H27.9.16	C医療機関でヒブ、4種混合、小児肺炎球菌の予防接種(1回目)を受ける。 ※出産したB医療機関医師から医療機関紹介したが、別のC医療機関で接種。			
H27.10.19	3か月児健診予定日だが、未受診			
H27.10.20	C医療機関でヒブ、4種混合、小児肺炎球菌の予防接種(2回目)を受ける。		・メールで健診案内したが、通信できず。 ・9/16 の予防接種済をシステムで確認。	
H27.10.27			3か月健診未受診のため、文書発送。「心配しています」「次は○月○日です」「都合がつかない場合は、訪問させていただくので、連絡してください」等。	
H27.11.19			父母に電話 ・母⇒「おつなぎできません」 ・父⇒「電源が切れた状態」とアナウンス ・10/20 の予防接種済をシステムで確認。	母子保健担当部署から予防接種で受診したC医療機関に健診の受診勧奨を依頼することを検討中と連絡あり。
H27.11.20			保健師が訪問。インターネットを鳴らすが応答なし。 ⇒資料等を郵便受に投函。	
H27.11.24			予防接種を受けたC医療機関に関わりの経緯を説明し連携を依頼。 ・保護者に健診を勧めてほしい。 ・見守りしている。何かあつたら連絡してほしい。 ⇒医師了解。「変わったことがあつたら連絡します」 ・B医療機関 MSW に現状報告(小児科医師にも伝言を依頼)。	
H27.12.1		父から生活保護相談受。		
H27.12.2	C医療機関で、ヒブ、4種混合、小児肺炎球菌の予防接種(3回目)を受ける。 (特記なし)			

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H27.12.4		父が生活保護申請。		
H27.12.7		調査等のため訪問。 父母、本児と面接。		
H27.12.9		調査等のため訪問。 父母、本児と面接。		
H27.12.10		決定までの間に、父来所。 「子どものミルク代がない」 ⇒社協の生活つなぎ資金 を紹介、2万円利用。		
H27.12.15		調査等のため訪問。 父と面接。		
H27.12.16		生活保護支給決定。 12/4に遡及して支給開始。		
H27.12.22		1回目支給日。父が現金受領。 転居先が決まったため、転居費用の援助を申請する。		
H27.12.24		父来所。 引越の見積書を提出する。		
H27.12.27	市内に転居(家賃滞納で退去請求を受けたため)。			
H28.1.6		父が保護費を現金受領(転居費用を含む。)		
H28.1.7		転居後の生活状況及び住環境の確認のため訪問。 父母、本児と面接。 本児は良く寝ていた。近くで確認したが、特に瘦せている状況ではなかった。	システムで転居確認 ⇒担当保健センター変更	母子保健担当部署より転居したと連絡あり。
H28.1.8			保健師が状況確認のため生活保護担当部署へ照会。 ⇒1/7 生保担当者が訪問したことを知る。子育て支援担当部署へ報告。	母子保健担当部署の転居先担当者から相談あり、これまでの経緯を説明し対応を依頼。
H28.1.14			14:50頃 保健師訪問。インターホンは鳴ったが、声は聞こえず。3回鳴らしたが、途中、男性と思われる足音がして階段を下りてきたようであったが、声は聞こえず、洗濯機の音など聞こえるが、会うことはできず。 ⇒保健師名を書いた相談案内チラシを玄関ドアにはさむ。 子育て支援担当部署に連絡。生活保護担当部署に次回の同行訪問を依頼。	母子保健担当部署から訪問不在の連絡あり。

日付	本児・保護者	生活保護担当部署	母子保健担当部署	子育て支援担当部署
H28.1.25			12/2 の予防接種済をシステムで確認。 (C 医療機関からの報告はなし)	
H28.2.5		支所で父が保護費を現金受領。		
H28.2.10		事前アポを取り、保健師同行で訪問。訪問直前の連絡希望があつたため事前電話をしたが応答なし。玄関未施錠。開けて呼びかけても反応なし。⇒郵便受けに不在票投函。	同左。 ⇒子育て支援担当部署に連絡。地区民生委員から情報を得てほしい旨依頼を受ける。	母子保健担当部署から連絡受。⇒地区民生委員から状況確認してもらうよう依頼。
H28.2.15			地区民生委員に電話照会。 ・一度そのような人を見かけて話をした、「年末に引っ越ししてきた」とのこと。 ・(そのとき)子どもはいなかった。 ・大人の洗濯物はあったが、子どものものは見ていません。今後見かけたら連絡が欲しいと依頼。 子育て支援担当部署に報告。	母子保健担当部署から民生委員の情報連絡あり。
H28.2.16		担当者が訪問したが、不在。 ⇒郵便受けに不在票投函。		生活保護担当部署に連絡。 母方祖父母の担当に本児の状況を確認することを依頼。 ⇒祖父に連絡したが本児はきていない。母方祖母が時々支援を行っていると報告あり。
H28.2.23			・13:45 訪問。インターホンを3回鳴らすが、反応なし。 ・離乳食、6か月健診のチラシ等を投函。 ・玄関周囲は落ち葉もなくきれい。洗濯物等屋外に見られない。 ⇒生活保護担当部署に連絡。	
H28.3.2	事案発生			

6 課題・問題点

(1) リスクアセスメントの不足

当初、出産した医療機関で、医師、助産師、MSW、子育て支援担当部署、母子保健担当部署によるケースカンファレンス（要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への位置付け）が行われている。しかしながら、医療機関（1か月健診の受診）、子育て支援担当部署（ヘルパー利用勧奨）、母子保健担当部署（乳幼児健診・予防接種の案内）の役割の確認にとどまっていた。

生活保護担当部署は実父からの相談を契機に、生活保護の申請受付、調査訪問等により実父母との面談等を実施し、本児の存在も確認している。しかし、リスクに対するアセスメントは実施されていなかった。

そのため、第1回目の個別ケース会議以後、再度の会議は行われておらず、実務者会議における検討も行われていない。

【課題・問題点】

- 全国の児童死亡事案の検証を行う「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」において、妊娠の届出がなされておらず母子健康手帳が未発行であること、妊婦健診が未受診であること、生活上に何らかの困難を抱えていること等が、リスクとして留意すべきポイントとして指摘されているところであり、それらを考慮してリスクを認識しておくべきであったが、担当部署において児童虐待防止に向けた知識が不足していたため、適切なリスク評価が行われず、関係機関と共に認識を持って対応することにつながらなかった。
- 実父母の養育力不足という点にのみ着目し、父母への助言、情報提供、育児支援により改善可能と捉えられており、父母の状況、親族との関係、支援者の状況、経済的な状況等、様々な観点から状況を捉える「包括的なアセスメント」が行われていなかった。
また、その後に連絡が途絶えがちになり、支援が届かなくなる状況となっているが、その状況変化に応じたリスクの再評価がされていない。アセスメントはあくまでも仮説であり、様々な情報が入り、状況が変われば修正されなければならず、アセスメントが変われば支援プランも変わるが、本事案では、各部署でリスクアセスメントの必要性の認識が異なり、リスクアセスメントを変えていく必要性を理解できていなかった。
- 生活保護担当部署は、実父母及び本児に最も多く会うことができているが、生活保護担当として、本家庭の住居の問題等の解消に取り組んでいたものの、子どもの養育に関する児童虐待リスクについて十分に理解できていなかった。
- 医療機関、子育て支援担当部署、母子保健担当部署の役割分担はされていたが、本家庭のリスク要因を共有し、どのような状況になると危機意識を高める必要があるかという検討は行われていなかった。

(2) 関係機関の情報共有の不足

本家庭に最初に関わったのは生活保護担当部署であるが、実父が生活保護申請を取り下げたことで、その時点で関わりは一旦終了している。その際に実母の存在は確認できていたが、家庭状況の聴き取りは行われておらず、妊娠中であることは把握されていなかった。

その後、実父からの出産当日の緊急メールにより母子保健担当部署と子育て支援担当部署による支援が始まっている。

出産日における病院で、母子保健担当者及び子育て支援担当者による、実父、母方祖母への面接により、経済的に困窮していること、母方祖父母との関係は必ずしも良好とはいえない、本家庭に対して十分な支援が期待できそうにないこと、実父母の養育力に課題があることについて確認している。

その後、本家庭との連絡が途絶えがちになる中で、子育て支援担当部署が実父から経済的に困窮している旨の連絡メールを受けているが、支援に向けた生活保護担当部署等との連携は行われていない。

【課題・問題点】

- 各部署において、リスクとして意識すべき情報をリストアップする等、情報の整理ができていなかったため、共有すべき情報が不明確であった。そのため、それぞれの担当部署には情報があるものの、部署を横断して共有することができず、各部署の情報を集約し、連続性のある情報として取り扱う仕組みもできていなかった。
- 子育て支援担当部署と母子保健担当部署の情報共有は行われていたが、情報を集約して状況の変化を察知したうえで、不足する情報を収集するなどのコーディネートの役割の所在が明確になっていなかった。
- 母方祖父母や母方曾祖母等の親族等、情報が得られる可能性のある関係者はいたが、そこから積極的に情報を得ようとする試みは十分に行われてこなかった。
また、本家庭が経済的に不安定な状況であること、実父が自らメールで生活保護利用について希望していた状況からすれば、子育て支援担当部署及び母子保健担当部署は、生活保護担当部署との連携は行うべきであった。
- 本家庭に関わった各部署それぞれが、他の部署の関わりを想定して連携することが行われていれば、関係部署間の情報共有が早い段階で行うことができていた。

(3) 支援を必要とする家庭への対応のあり方

本家庭への関わりは、出産当日のメールによる相談から始まっており、支援を求めていることは明らかであるが、その後、次第に、電話への応答もなく、家庭訪問しても会えない状況が続いた。そのため、子育て支援担当部署と母子保健担当部署による十分な対応がなされていなかった。

【課題・問題点】

- 本家庭との連絡が困難となる状況においても、その背景としての父母の人間関係やコミュニケーションにおける課題や、父母の家庭環境等のリスクが十分に認識されておらず、子育て支援担当部署と母子保健担当部署では、受け入れてもらえるような方法の検討が行われず、同じ対応（訪問等）が繰り返されていた。
- 本家庭への支援に対して最終的な責任者として対応する部署が明確ではなかったため、全体の支援策を主体的に検討することができていない。状況変化に応じて主担当となる部署が変わることは想定されるが、今回は、そもそも責任の所在があいまいな状況であった。
- 保護者との関係を構築する前に、連絡が途絶えがちになるという難しい状況ではあったが、保護者が受け入れることができるような、支援のキーパーソンが存在していなかった。
- 本児の状況確認ができなくなった時点で、介入に切り替えるタイミングはあったと思われるが、要保護児童対策地域協議会における組織的な検討が行われていなかった。

7 再発防止に向けた提言

(1) リスクアセスメントの徹底

- 生活実態に即したリスクアセスメントを行うとともに、状況の変化に応じて再評価し、支援プランも変更するということを、市町の要保護児童対策地域協議会調整機関を中心として関係機関全体で取り組むこと。
 - ・ リスクアセスメントにおいては、保護者の表面的な対応などの情報だけで判断するのではなく、経済的な問題、保護者の状況、家族間の関係性、周囲の協力者の存在の有無等、実態を把握したうえでリスクアセスメントできているかを関係機関で相互評価しながら進めなければならない。
 - ・ 連絡が途絶えがちになる状況においても、実父母に会える前提で家庭訪問や連絡を繰り返しており、経済的な課題や、周囲からの孤立等、新たなリスクの可能性を踏まえた対応にはなっていなかった。状況やリスクは常に変化するとの認識を持つとともに、支援が途切れないように関わるためのキーパーソンやその関わり方について、助言やスーパービジョンを受ける必要がある。
 - ・ 保護者等を肯定的に評価し、支援していくスタンスは重要であるが、そのことが、リスクを甘く見積もる事態に陥りかねないことを認識し、その家族にとっての弱みが出てきた時点ではリスクが再燃することを念頭において対応することが必要である。
- 生活保護担当部署等、様々な職域で共通して使用できるリスクアセスメントシートの活用・検討を行うこと。
 - ・ 児童虐待に関する知識が十分ではない部署においても、業務の中で気を付けておく

ことが明確になれば、関係機関への情報提供も円滑になると思われるため、子どもがいる世帯用の確認事項（経済状況、就労状況、健診の状況など）を示したリスクアセスメントシートを作成すること。作成にあたっては、乳児、幼児、小学生等の時期に対応できるものとすること。

- 乳児に対しても適合するリスクアセンスメントシートを検討すること。
 - ・ 乳児については、生死に直結する危険性が高いため、詳細なリスク評価が可能となるよう、現在使用しているリスクアセスメントシートが乳児についても十分に対応できるものであるかを再検討し、必要に応じて乳児用のアセスメントシートを作成すること。

（2）市町の相談体制の強化

- 市町児童福祉主管課の相談体制の強化を図ること。
 - ・ 市町における子どもに係る相談の窓口である児童福祉担当部署に、相談対応経験の豊富な職員を複数配置するなど体制を強化し、支援の必要な家庭への直接支援を積極的に行う等、第一義的な相談窓口としての機能強化を図ること。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の体制強化と専門性の向上を図ること。
 - ・ 児童福祉法の一部改正により、各市町の要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務化されたところであり（平成29年4月1日施行）、児童福祉司任用資格に相当する、コーディネート機能を有する専門性の高い職員を確保するとともに、人事ローテーションの工夫により、経験者を多く配置すること。
 - ・ 県は、各市町の職員に対して、事例検討を中心とした研修を行うなど、これまでの好事例や失敗例の経験を共有し、実践できるような手法を検討するなど、市町職員の専門性向上に積極的に取り組むこと。
 - ・ 実務者会議や、個別ケース会議において外部の有識者等のスーパービジョンを受けることができるような仕組みをつくること。
- 市町の関係部署が子育て世帯のリスク要因について理解し対応すること。
 - ・ 児童福祉担当部署や母子保健担当部署など児童虐待のリスクについて一定の知識を持っている部署にとどまらず、生活保護担当や公営住宅担当部署等においても、子育て世帯のリスク要因について理解し、その視点をもって関わることにより、関係機関への早期の情報提供が可能となり、早期の支援開始が可能となる。市町全体のネットワークにより、支援が必要なケースの早期発見・早期対応につなげなければならない。
 - ・ 市町において、関係部署を対象として、児童虐待のリスクに気づく能力の向上を図るために研修会を実施し、児童虐待の防止や早期発見に向けた意識を全庁的に高めるとともに、県においても市町の生活保護担当部署や母子保健部署の職員を対象とした研修を行うなど対応力向上への支援を行うこと。

○ ネグレクトケース等におけるこども家庭センター（児童相談所）との連携のあり方を再検討すること。

- ・ ネグレクトケースは現在、主に市町が担当しているが、重症度の判断が比較的分かりやすい身体的虐待とは違い、どの時点で介入していくかの判断が難しく、こども家庭センターへの通告が遅れることがある。本事案においても、何度か通告のタイミングがあったと思われる。ネグレクトケースにおいて、市町が、こども家庭センターに通告する場合の考え方等を共有しておき、市町や市町関係機関の助言・指導に従わない家庭については、早期に介入に切り替えることも検討すべきである。
- ・ ネグレクト以外の要支援ケースについても、軽微と思われるケースが、一転して最悪の事態に至ることもあるため、各市町とこども家庭センターが情報共有し、共同でリスクアセスメントを行ったうえで当面の担当機関を決めるとともに、考えられるリスクを共有したうえで介入時期の認識を共有する等の役割分担を行うなどの方策の検討を行うこと。

(3) 要保護児童対策地域協議会の進行管理の徹底

○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関が中心となって情報を集約するとともに、実務者会議又は個別ケース会議の場において、集約した情報と考え方を関係機関と漏れなく共有できるよう徹底すること。

- ・ 調整機関は、関係機関からの情報を集約するにとどまらず、関係機関が立案した支援プランの評価予定に併せて、対象事例の状況の確認、支援（見守りを含む）の成果から、支援方法の再検討を行うなど、ケースの状況に応じた進行管理を行わなければならない。

○ 把握している情報だけでなく、状況をより詳しく正確に把握するうえで不足する情報の収集や関わりのある可能性のある機関への照会を積極的に行うこと。また、そのためのコーディネート機能の役割を決めておくこと。

- ・ 調整機関は、関係機関の情報を集約したうえで、援助方針を決定するために更に必要な情報の収集を検討し、情報を得ることが可能な機関から情報収集する等の役割分担、又は関わりの可能性がある機関への照会等により、情報収集のコーディネートを行わなければならない。

○ 実務者会議において、管理ケースのうち、より深く掘り下げて検討すべきケースについて重点的に検討すること。

- ・ 各市町が抱えている相談ケース数の多寡はあるが、多くのケースを抱えている市町では実務者会議でのケース進行管理の場のみでは、簡単な状況確認に終始している現状があると思われる。
- ・ 実務者会議で全てのケースの確認を行うことは必要であるが、虐待リスクの高いケース等、詳細な状況確認と支援方法の検討が必要なケース、またあわせて生活保護

世帯等経済状況が厳しい家庭のケースについては、選別して別の検討の機会を設ける等、実務者会議のあり方を改善すること。

(4) 個々の実態に則した支援方法の検討

- 現在の子育て家庭のニーズに応えることができる支援方法を検討すること。
 - ・ 本事案では、次第に家庭訪問を受け入れない状況になっており、実父母が求めている支援とはなっていなかった可能性がある。支援の最初の段階の関わりを大切にするとともに、価値観の押し付けにならないよう、相手のニーズを汲み取った支援を心がけることが望まれる。
 - ・ 生活者の目線で、生活のし易さや、し辛さに思いを寄せ、生活を整えるための支援が重要である。また、親の支援と子ども側からみた安全・安心の確保という視点を持ち続けることが重要である。
 - ・ 行政が行う子育て支援が、必ずしも現代の子育て世帯のニーズにマッチしているとは言えない現状があると思われる。支援がニーズと合わない場合には、支援のあり方を再検討するなど、長期的に支援していくような体制を構築しなければならない。
 - ・ 子育てに負担感や孤立感を感じている家庭については孤立感を和らげるための支援、現実に虐待が懸念される家庭に対しては介入を含めた支援など、個別の状況に応じた様々な支援策を用意すること。
- 支援が途切れた際に、現状を分析して、それに応じた対応を行うこと。
 - ・ 一度決めた方法を繰り返すのではなく、現在の支援方法の評価を行い、上手くいかない要因を分析して、新たな支援方法を検討し実行するための仕組みづくりが必要である。これにより、必要な支援にたどり着くことが期待できる。
 - ・ 市町が支援の方向性に迷った際には、外部有識者のスーパービジョンを受けることが有効である。

(5) 将来の子育て世代への啓発

- 若年層に対する啓発・教育のための取組を検討すること。
 - ・ 出産までに、子育てにおける現実（負担や困難）を理解しつつ、子育てに前向きな気持ちを持てるような教育活動に取り組むこと。
 - ・ 子育て中の困難感や負担感を軽減するため、学齢期から子どもに触れあう機会を設けるなど、子育てに前向きな気持ちを持つような意識の醸成に取り組むこと。
 - ・ ゼロ歳児の虐待死事例のなかには、予期しない妊娠が背景にあることが多いため、性や妊娠・出産、命の尊さといった知識の普及や予期しない妊娠を防ぐための更なる啓発を学校教育の場等で行う必要がある。
 - ・ また、子どもの行動や特徴、育児の仕方、特に、どのような行為が児童虐待となる

のか、子どもの生命を危険にさらす可能性のある行為など、児童虐待の防止に資する知識等を伝えるとともに、子育てで困った際に相談できる窓口を周知していくことが将来の子育て世代である若年層にも必要である。

厚生労働省の呼びかけによって、虐待に関する勉強会、パンフレットの配布、啓発のためのコンサートなど、学生を主体とした「オレンジリボン運動」が全国レベルで行われている。「オレンジリボン運動」に限らず、将来の子育て世代である若年層による主体的な虐待防止活動によって、虐待問題を考えるネットワークが形成されれば、虐待防止だけでなく、子育て支援の人的資源も豊かになると思われる。

8 終わりに

平成28年3月2日、自宅で生後8ヶ月の男児が、衰弱したまま放置されているのが発見された。発見当時、当該年齢乳児の平均体重の半分にも満たない生育状況で、父母の長期の養育拒否・ネグレクトが推認された。

新聞・ニュースでは事案発生以降、父母の生活の状態、本児の氏名なども公表され様々な憶測を生んだ。検証委員会では該当幼児が生後八ヶ月とすることで、妊娠期から出産、育児期にわたって、当該家庭を支援する行政、医療関係者からヒアリングを行った。そのなかで、明らかになったのは、子育てをしている父母が危機的な状況にあるにもかかわらず、関係課（子育て支援担当部署、母子保健担当部署、生活保護担当部署）の対応の足並みが揃っていないかったことである。

「見た限りでは（乳児は）ぐっすり寝ていたので危機的な状況の予兆とは考えていないかった。」との、関係者の言葉が、まだ耳に残っている。養護できる大人がその関心を放棄すれば、即座に命の灯が消えてしまうのが、生後8ヶ月の乳児ということを、われわれは強く認識しなくてはならない。

事案は現在のところ係争中であり、その背景については想像の域を出ないが、委員会では、当該乳児の年齢による養育リスクの大きさ、それにもかかわらず関係課（子育て支援担当部署、母子保健担当部署、生活保護担当部署）の対応の不一致などが議論された。

検証を重ねるにつれ、関係課（子育て支援担当部署、母子保健担当部署、生活保護担当部署）がそれぞれ情報を持ちながら、結局、本児の命を救えなかったことに強いもどかしさを覚えたのはすべての委員に共通な思いである。

最後に、亡くなられたお子さんに対し、深く哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするとともに、この検証結果が、今後の児童虐待防止対策に活かされることを、検証委員会委員一同、心から願うものである。

9 会議開催経過等

(1) 開催経過

日時・場所	内 容
第1回検証委員会 H28.3.30(水) 18時～19時30分 県庁	事案の概要報告
第2回検証委員会 H28.4.25(月) 18時～20時 県庁	関係者（呉市、医療機関）からの聴取調査、論点整理
第3回検証委員会 H28.8.18(木) 18時30分～21時 県庁	報告書（案）の検討
第4回検証委員会 H28.9.28(水) 18時30分～20時 県庁	報告書（案）の最終整理

(2) 委員名簿

委員名	役職名	備 考	
猪上 優彦	広島県民生委員児童委員協議会 会長	児童福祉	
大平 光子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 教授	学識経験者	
小寺 絵海	NPO 法人 mamanohibi	子育て当事者	
酒井 珠江	大竹市家庭児童相談室 家庭相談員	市町	
下西さや子	NPO 法人 CAP 広島	子育て支援者	
七木田 敦	広島大学大学院教育学研究科 教授	学識経験者	委員長
平谷 優子	広島弁護士会 弁護士	法律	
水之江知哉	広島県産婦人科医会 副会長	医療	
渡邊 弘司	広島県医師会 常任理事	医療	副委員長

(敬称略・五十音順)

10 参考資料

広島県附属機関設置条例

平成二十六年三月二十六日条例第三号

改正

平成二六年一二月二四日条例第五二号

平成二七年 三月一六日条例第七号

広島県附属機関設置条例をここに公布する。

広島県附属機関設置条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第二条 附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務、委員の定数、委員の構成及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、その規則で定めるところにより、その諮問に応じて公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する附属機関を置くことができる。

(委員)

第三条 委員は、知事等（別表第二号の表に掲げる附属機関にあっては、教育委員会の意見を聴いて知事）が任命する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第四条 知事等は、附属機関に、専門委員又は臨時委員を置くことができる。

(部会等)

第五条 知事等は、附属機関に、部会その他の合議制の機関を置くことができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二四日条例第五二号)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一六日条例第七号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
広島県環境県民局 補助金等審査会	知事の諮問に応じ、環境県民局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。	三〇人以内	先進技術、専門技術その他当該諮問に係る審査がの内容の審査に必要な識見を有する者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。	九人以内	児童死亡事案の検証に必要な識見を有する者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査すること。	一〇人以内	一 医師 二 学識経験を有する者	二年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議すること。	五人以内	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	二年
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推	三〇人以内	一 関係団体の職員 二 関係行政機関の職員 三 献血推進に関し識見を有する者	二年

	進に関する重要事項について調査審議すること。			
広島県商工労働局 補助金等審査会	知事の諮問に応じ、商工労働局における補助金等の交付の申請の内容について審査すること。	三〇人以内	先進技術、専門技術その他 の補助金等の交付の申請 の内容の審査に必要な識見を有する者	当該諮問に 係る審査が 終了するまでの期間
広島県公共事業評価監視委員会	知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。	六人以内	公共事業の事業評価に 関し識見を有する者	四年
広島県建築設計者 選定委員会	知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査を行うこと。	三〇人以内	一 広島県職員 二 関係行政機関の職員 三 学識経験を有する者	当該諮問に 係る審査が 終了するまでの期間

2 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
広島県いじめ問題 調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項に規定する重大事態のうち、調査が必要と知事又は教育委員会が判断したものについて調査すること。	一五人以内	いじめの問題の調査 に必要な識見を有する者	二年